

●地下水利用適正化に関する条例及び施行規則の改正要旨

冬期間における市民の安全・安心を確保するため、交通量が多い幹線市道や公共性の高い施設等を対象として限定的に消雪パイプ敷設のための井戸の掘削を認めるとともに、上水道水源井を守るための規制の見直しを行った。

背景

- 近年豪雪の年が続き、幹線市道の交通や公共施設の利用等に多くの支障
- 冬期間は消雪パイプの稼働等により、地下水位が低下



主な変更点

1. 区域について

- 川西地域の一部地域において区域(第1種地域、第2種地域)を変更

2. 規制対象井戸について

- 対象井戸を十日町地域では地表面下20m以深のもの、川西地域では地表面下50m以深のものに変更
- 十日町地域(川西地域)において、ストレーナー位置が20m(50m)よりも上にあつた地表面下20m(50m)以深の井戸も対象井戸に変更(みなし規定)

3. 公共の用に供する井戸について

- 幹線道路等の重要な路線で除雪が困難な路線に供する井戸、公共性が高い施設に供する井戸等を追加

4. 許可の基準について

- 既存の対象井戸の能力に変更を及ぼさない構造の変更または更新、および周辺の井戸に新たな影響を及ぼさない設置位置であること
- 十日町地域では、上水道の水源井から800m以上離れている、または深度20mから200mまでの区間で地下水を採取できない構造であること
- 川西地域では、標高130mより低い干手地域に設置する場合、深度50mから200mまでの区間で地下水を採取できない構造であること

のいずれにも該当することとし、基準を明確化

等